

被保険者番号



9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9

求職番号



9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9

支給番号



9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9

(見本)

雇用保険受給資格通知

個人番号登録有無		住 居 所 管 轄 安 定 所			
1. 支給番号	2. 氏 名	3. 被保険者番号	4. 性別	5. 離職時年齢	6. 生年月日
7. 求職番号	雇用形態	8. 住 所 又 は 居 所			
9. 支 払 方 法 (記 号 (口 座) 番 号 - 金 融 機 関 名 - 支 店 名)					
10. 資格取得年月日	11. 離職年月日	12. 離職理由	13. 60歳到達時賃金日額	14. 離職時賃金日額	15. 給付制限
16. 求職申込年月日	17. 認定日	18. 受給期間満了年月日	19. 基本手当日額	20. 所定給付日数	21. 通算被保険者期間
22. 離 職 前 事 業 所 名					
23. 再 就 職 手 当 支 給 歴		24. 特 殊 表 示 (災 害 時 、 一 括 、 巡 相 、 市 町 村)			

安定所連絡メッセージ1

安定所連絡メッセージ2

管轄公共職業安定所又は

管轄地方運輸局所在地

電話番号

〒

交付 年 月 日

離職理由コード 11,12,21,22,23,31,32,33,34

公共職業安定所長業安定所長印

注 意 事 項

- この通知は、上記18欄の受給期間満了年月日までは大切に保管してください。もし、この通知を滅失したり、損傷し、再交付を希望する場合には申し出て再交付を受けてください。
- あなたが口座振込受給資格者である場合、支給金額欄の金額を、あらかじめ指定された金融機関から支払を受けることができる日が、基本手当の支給日となります。
- 定められた失業の認定日に来所しないときは、基本手当の支給を受けることができなくなることがあります。
- 失業の認定を受けようとする期間中に就職した日があったとき、又は自己の労働によって収入を得たときは、その旨を必ず届け出てください。
- 偽りその他不正の行為によって失業等給付を受けたり、又は受けようとしたときは、以後失業等給付を受けることができなくなるばかりでなく、不正受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、処罰される場合があります。
- 氏名又は住所若しくは居所を変更したときは、その後最初に来所した失業の認定日に届書を提出してください。
- 上記20欄に書かれている所定給付日数は、受給期間満了年月日までの間に基本手当（傷病手当）の支給を受けることができる最大限の日数です。
- 失業等給付に関する処分又は上記5の返還若しくは納付を命ずる処分について不服があるときは、その処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に雇用保険審査官に対して審査請求をすることができます。
- 雇用保険について分からないことがあった場合には、公共職業安定所又は地方運輸局の窓口で御相談ください。